平成26年度横浜市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成26年度横浜市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 水再生センター 11か所

年間総処理量 574,508,000 m³

1日平均処理量 1,574,000 m³

(2) ポ ン プ 場 71か所

年間総揚水量 286,887,000 m³

1日平均揚水量 786,000 m³

- (3) 水洗便所改造助成件数 125件
- (4) 主 な 建 設 改 良 事 業 管 きょ、ポンプ場及び水再生センター等 整備事業 33,400,396 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

134, 126, 480 千円	益	美 収	事	道	下水	第1款
106, 096, 012 千円	益	収	É	業	営	第1項
27,729,837 千円	益	収	外	業	営	第2項
300,631 千円	益	利		別	特	第3項

	出			支				
129, 953, 311 千円		費	理	管	道	水	款了	第 1
102, 960, 682 千円		用	費		業	営	1項	第
18,728,629 千円		用	費	外	業	営	2項	第
8, 255, 000 千円		失	損		別	特	3項	第
9,000千円		費		備		予	4項	筹

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額63,001,181千円は、当年度分損益勘定留保資金等で補填するものとする。)。

			収			入	
第1款	下水	道事:	業資本		71,065,101 千円		
第1項	資	本	的	収	入		71,065,101千円
			支			出	
第1款	下水	道事:	業資本		134, 066, 282 千円		
第1項	建	設	改	良	費		37, 039, 884 千円
第2項	企	業	債 償	還	金		97,005,086 千円
第3項	投				資		21,312 千円
(債務負担行為)							

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

 事項
 期間
 限度額

 下水道整備工事
 平成27年度から 平成28年度まで
 11,000,000千円
 下水道管きょ修繕応急復旧 工事請負契約の締結に 係る予算外義務負担

平成27年度

230,000 千円

(企業債)

- 第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。
 - (1) 起債の目的 下水道整備事業費及び元金支払に充てるため。
 - (2) 限 度 額 26,429,000千円

下水道整備事業費充当企業債 16,429,000 千円 資 本 費 平 準 化 債 10,000,000 千円

- (3) 起債の方法 ア 市債証券の発行または普通貸借の方法による。
 - イ 起債の時期は平成26事業年度。ただし、その 全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起 債することができる。
- (4) 利 率 年5.0%以内
- (5) 償還の方法 ア 起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年 以内に償還する。ただし、本期間中、未償還 額の範囲内において借り換えることができる。
 - イ 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、20,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、 次のとおりと定める。 (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び 営業外費用の間の流用。

(他会計からの補助金)

第9条 事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、 2,760,437千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、3,000,000千円と定める。

平成26年2月14日提出

横浜市長 林 文 子